

震災時に役所・役場で借いたお金を返せないとお悩みの方、この問題に詳しい弁護士が無料*でご相談をお受けします。

※法テラスの震災法律相談援助を利用することで、相談料のご負担なく相談できます。

＜震災援護資金貸付・石巻出張相談＞

開催日時 平成30年12月8日（土）

午前10時～午後4時

開催場所 仙台弁護士会石巻法律相談センター

石巻市穀町12-18 駅前ビル4F

予約受付 022-223-2383

※予約をされた方を優先に受付を行います。当日飛び込みでお越しただいた方も時間のある限りご対応いたします。

相談日当日は0225-23-5451までお問い合わせください。

東日本大震災で被災した方に自治体が貸し付けた「災害援護資金貸付」の返済が本年度から開始しています。仙台弁護士会では各市町の状況に詳しい弁護士を配置し、現在の収入では返済が難しいという方や借入後に亡くなられた方のご家族などからのご相談をお受けしています。お困りの方はお気軽にお問合せください。免除・猶予・月返済額の減額など制度のご案内や必要となる書類の集め方などをご説明いたします。

(注) 猶予や月返済額の減額は、総支払額の減額を求めものではありません。